

○士幌町道路等除排雪機械購入補助金交付要綱

平成28年6月7日

訓令第40号

(目的)

第1条 この要綱は、町と道路等の除排雪業務に関して借上（委託）契約を締結し、町道等の除排雪業務を行う者（以下「除雪協力業者」という。）が保有する除雪機械の更新及び増強に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、継続的な除雪体制の確保及び強化を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、除雪協力業者が行う除排雪機械の購入（以下「道路等除排雪機械購入補助金事業」という。）とする。

(補助対象経費等)

第3条 この要綱による補助金の対象となる経費、補助金の補助率及び限度額並びに補助の要件は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、町長が別に定める日までに、士幌町道路等除排雪機械購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 購入機械の注文書（内訳の分かるもの）または契約書の写し
- (3) 購入機械のカタログ又は写真等
- (4) 除排雪協力承諾書（様式第3号）
- (5) 下取り機械の車検証の写し（下取り車がある場合）
- (6) 町税の納税証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、町長は必要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

2 町長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、士幌町道路等除排雪機械購入補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付決定通知を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助要件について合意を図るため、

当該決定通知書を受けた後、速やかに町長と覚書（様式第5号）を取り交わすものとする。

（事業の変更、中止）

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者は、交付の決定後、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、第4条各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添えて士幌町道路等除排雪機械購入補助金交付変更（中止）申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容を審査し、適当と認めたときは、士幌町道路等除排雪機械購入補助金交付変更（中止）承認通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、除排雪機械を購入したときは、士幌町道路等除排雪機械購入補助金事業完了実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）収支決算書（様式第9号）

（2）契約書の写し

（3）納品書、請求書及び領収書又はこれらに代わるものの写し

（4）購入機械の車検証の写し

（5）竣工写真（附属品を装備し、前後側の三面から撮影したもの）

（6）その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して60日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条第1項の完了実績報告書が提出された場合は、その内容その他必要事項を審査し、実物を検査の上、補助金の額を確定するものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費に別表の補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は限度額のいずれか低い額とする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の額を確定したときは、士幌町道路等除排雪機械購入補助金額確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条第3項の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに士幌町道路等除排雪機械購入補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

(譲渡の制限)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けた年度の末日から起算して10年を経過する日までの間は、購入した除雪機械を譲渡し、交換し、又は廃棄することができないものとする。ただし、町長の承認を得た場合はこの限りでない。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定の後、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業の目的に反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付決定者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(報告の徴収)

第13条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、交付決定者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(委任)

第14条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和3年6月24日訓令第27号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年7月25日訓令第31号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条及び第8条関係）

補助金	対象経費	補助率	限度額	補助要件
道路等除排 雪機械購入 補助金	ホイールローダ、ドーザ、ロータリー、除雪トラックの購入費。 ①町と除排雪業務に関して借上（委託）契約を締結している既存の機械の入れ替え購入費。 ②機械購入年度の町道等の除雪を実施するため新たに必要な機械として町長が認めた機械の購入費。	対象経費（下取り車がある場合は、売却額を差し引いた額。）の1／2以内。	① 新車 300万円／台 ② 中古車 200万円／台	①補助事業の完了の年度の末日から起算して10年（中古車5年）を経過する日までの間は、補助対象除排雪機械により借上（委託）契約を締結し、町道等の除雪を行うこと。 ②町税を完納していること。 ③対象機械が中古車である場合は、初年度登録から概ね20年以内のものであること。